

VII そ の 他

Ⅶ その他

1 鈴鹿市税制一覧表(令和3年度)

区分	納税義務者	課税標準及び税率	申告期間	賦課期日	徴収方法	納期
市民税	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市内に住所を有しないもの 3 市内に事務所、事業所を有する法人 4 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの 5 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	(個人) 均等割 3,500円 所得割 6/100 (法人) 均等割 1号法人 年額 5万円 2号法人 " 12万円 3号法人 " 13万円 4号法人 " 15万円 5号法人 " 16万円 6号法人 " 40万円 7号法人 " 41万円 8号法人 " 175万円 9号法人 " 300万円 法人税割 7.2/100 (なお、令和元年9月30日までに開始する事業年度分については10.9/100)	(個人) ・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月末日 ・異動届出書 徴収しなくなった日の翌月10日 (法人) 事業年度終了後2ヶ月以内。 なお、事業年度が6ヶ月以上の場合は事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告	(個人) 1月1日 (法人) 申告納付	(個人) ・普通徴収 1期 6月1日～ 6月30日 2期 8月2日～ 8月31日 3期 10月1日～ 11月 1日 4期 翌年 1月1日～ 1月31日 ・特別徴収 毎月 (6月～翌年5月) (法人) 申告の期間内	
固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者	土地、家屋(補充)課税台帳、償却資産課税台帳に登録された価格×1.4/100	償却資産の申告 1月31日	1月1日	普通徴収	1期 4月1日～ 4月30日 2期 7月1日～ 8月 2日 3期 12月1日～12月27日 4期 翌年2月1日～ 2月28日
都市計画税	市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋(補充)課税台帳に登録された価格×0.2/100				
軽自動車税	<種別割> 1 原動機付自転車の所有者 2 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者 3 二輪の小型自動車の所有者	50cc 2,000円 50cc～90cc 2,000円 90cc～125cc 2,400円 「ミニカー」 3,700円 二輪車 3,600円 三輪車 ・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 3,100円 (但、13年経過した車両は4,600円) ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,900円 四輪車 乗用(自家用/営業用) ・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 7,200円/5,500円 (但、13年経過した車両は12,900円/8,200円) ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800円/6,900円 四輪車 貨物(自家用/営業用) ・平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 4,000円/3,000円 (但、13年経過した車両は6,000円/4,500円) ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000円/3,800円 小型特殊自動車(農耕作業用) 2,400円 小型特殊自動車(その他) 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	取得申告 15日以内 廃車申告 30日以内 変更申告 15日以内	4月1日	普通徴収	5月7日～ 5月31日

区分	納税義務者	課税標準及び税率	申告期間	賦課期日	徴収方法	納期
軽自動車税	<環境性能割> 取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車の取得者	<p>【燃費性能等／税率】</p> <p>電気自動車等／非課税</p> <p>★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車／非課税</p> <p>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車／非課税</p> <p>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車／自家用 1.0% 営業用 0.5%</p> <p>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車／自家用 2.0% 営業用 1.0%</p> <p>上記以外／自家用 2.0% 営業用 2.0%</p> <p>※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に軽自動車（自家用の乗用車）を購入する場合は税率1%分を軽減</p> <p>※「電気自動車等」：電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）</p> <p>※★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>	賦課、徴収は当分の間、三重県が行う。		申告納付	賦課、徴収は当分の間、三重県が行う。
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>売渡し本数×6,552/1,000本</p> <p>(9月30日まで売渡し本数×6,122/1,000本)</p>	翌月末日		申告納付	翌月末日
鉱産税	鉱物の掘採事業者	<p>鉱物の価格 × 1/100</p> <p>(価格が200万円以下は0.7/100)</p>	翌月末日		申告納付	翌月末日
特別土地保有税 (平成15年度以降課税停止)	土地の所有者及び土地の取得者	<p>土地に対して課する特別土地保有税</p> <p>1.4/100</p> <p>土地の取得に対して課する特別土地保有税の課税標準は土地の取得価格×3/100</p>	<p>1月1日において基準面積以上の土地を所有する者</p> <p>5月31日</p> <p>1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者</p> <p>2月末日</p> <p>7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者</p> <p>8月31日</p>	<p>保有分</p> <p>1月1日</p> <p>取得分</p> <p>1月1日</p> <p>7月1日</p>	申告納付	申告のとき
入湯税	入湯客	<p>宿泊する者 一泊につき150円/一人</p> <p>日帰りの者 80円/一人</p> <p>(利用料金2,000円以下の場合は課税免除)</p>	特別徴収義務者は前月1日から同月末日までの分を毎月15日までに納入		特別徴収	